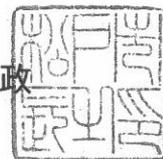


公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、松戸市建設部下水道維持課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年 3月16日

松戸市長 松戸 隆政



- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日  
令和8年3月31日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域  
松戸市新作及び根木内の各一部の区域
- 3 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別  
分流式
- 4 終末処理場の位置及び名称  
位置 千葉県市川市福栄四丁目地内  
名称 江戸川第二終末処理場  
位置 千葉県市川市下妙典、本行徳及び加藤新田  
名称 江戸川第一終末処理場
- 5 縦覧期間  
令和8年3月16日から令和8年3月30日まで
- 6 略図  
別紙のとおり